

令和2年度 第1回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：令和2年7月31日（金）14時～

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 委員の紹介
- ② 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係る諮問について
- ③ 門真市第3次障がい者計画、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況及び門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について
- ④ 令和元年度 相談支援実施状況について
- ⑤ 令和元年度 障害者虐待防止法に係る対応状況について
- ⑥ 令和元年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
- ⑦ 障害者優先調達推進法に係る令和元年度の取組状況について

3 閉会

■配付資料

<事前配付>

会議次第

- 資料1-1 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 骨子案
- 資料1-2 障がい者計画の施策体系
- 資料1-3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の取り組み状況
- 資料1-4 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール(案)
- 資料2-1 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況
- 資料2-2 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況
- 資料2-3 門真市障がい者基幹相談支援センターえーる実施状況
- 資料3 令和元年度 門真市障がい者地域協議会、部会開催実績
- 資料4-1 令和元年度優先調達額実績
- 資料4-2 障がい者優先調達目標と実績（経年）
- 資料4-3 令和2年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

<当日配付>

協議会委員名簿

座席表

令和2年度 第2回門真市障がい者地域協議会の開催について（通知）

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子

障がい児（者）福祉に関するアンケート調査報告書

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）、可知委員、井上委員、東野弓子委員、北本委員、石丸委員、山本委員、小原委員、松本委員、藤江委員、東野明美委員、本木委員、大北委員、高田委員

事務局：障がい福祉課 重光部長、狩俣課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、奥谷主任、吉田係員、伊達係員

■欠席者

委員：中井委員（副会長）、石橋委員

■傍聴者：2名

■議 事

開 会

事務局（副参事）：定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催します。本日は委員の皆さまにおかれましてはご多忙に関わりませず、本協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は本日の司会をさせていただきます障がい福祉課の副参事の西本と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼しまして、座って司会進行させていただきます。

今年度の本協議会につきましては、門真市第3次障がい者計画及び門真市第5期障がい福祉計画、第1期障がい者福祉計画が令和2年度に終期を迎えることから、次期計画の策定を行うにあたり、委員の皆さまからご意見をいただくため、年4回の開催を予定しています。本日第1回目の会議では計画策定の諮問を行い、最終第4回目の会議では計画最終案の答申を行うものとしていますので、よろしく願いします。

それでは本協議会の開会にあたりまして、本日は市長が他の公務のため、市長に代わ

りまして令和2年度第1回門真市障がい者地域協議会の開催にあたりまして下治副市長よりひと言ごあいさつ申し上げます。

副市長： 皆さん、こんにちは。副市長の下治でございます。初めに皆さまには新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みに多大なるご理解、ご協力をたまわり厚く御礼を申し上げます。本市としても引き続き感染症拡大防止に全力で取り組む所存ですので、よろしくお願い致します。

また平素より市政、とりわけ障がい福祉施策の推進に対し、温かいご理解、ご協力をたまわり重ねてお礼を申し上げます。

さて近年、障がいのある方の重度化、高齢化が進む中で障がい福祉のニーズはますます多様化しており、すべての障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。本市としても障がい者計画、障がい福祉計画、及び障がい児福祉計画に基づき、障がい者福祉の推進に向けた取り組みを総合的、計画的に進めているところです。各計画期間が今年度末で満了しますことから、門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を今年度策定することとなっています。

計画策定においては「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、市民ひとりひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまちづくりを目指してまいりたいと考えており、皆さまの豊富な経験や幅広いご意見をいただけるものと大きな期待を寄せていますので、委員の皆さまの格別なご支援をお願い申し上げ、私からのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

事務局（副参事）： 続きまして、ここで委員の出席状況についてご報告いたします。本日の出席委員は16名中14名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、早速会議に入らせていただきます。

議題① 委員の紹介にまいります。本日は令和2年度第1回目の会議でございます。人事異動等により、今年度、新たに委嘱させていただきました委員もおられますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学教授 小寺鐵也様

会長： 小寺でございます。よろしくお願い致します。

事務局（副参事）： 門真市医師会理事 小原時郎様

小原委員： 小原です。よろしくお願い致します。

事務局（副参事）： 守口保健所所長 松本一美様。

松本委員： 松本です。どうぞよろしくお願い致します。

事務局（副参事）： 門真市社会福祉協議会 次長兼課長 藤江冬人様

藤江委員：藤江です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真市民生委員児童委員協議会 副会長 東野明美様。

東野明美委員：東野です。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局（副参事）：門真市障がい福祉を考える会 本木 零様。

本木委員：本木です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）（西本副参事）：晋栄福祉会 総合施設長 大北淳様。

大北委員：大北です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真市障がい者相談支援事業所 あん 施設長 高田雅章様。

高田委員：高田です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：大阪府立守口支援学校 校長 可知万千代様。

可知委員：可知です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真公共職業安定所 統括職業指導官 井上のり子様。

井上委員：井上です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真市手をつなぐ育成会 理事長 東野弓子様。

東野弓子委員：よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 ふろんていあ施設長 北本宗一郎様。

北本委員：北本です。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真市立こども発達支援センター センター長 石丸 琢也様。

石丸委員：石丸でございます。よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長の山本栄子様でございます。

山本委員：山本です。よろしく申し上げます。

なお、門真市身体障害者福祉会会長の中井悌治様、地域生活支援拠点 ジェイ・エス
法人本部部長 石橋雅洋様は本日欠席でございます。

事務局（副参事）：次に事務局の紹介をいたします。

保健福祉部部長の重光でございます。

重光 部 長：よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：障がい福祉課 課長の狩俣でございます。

狩俣 課 長：よろしくお願いいいたします。

事務局（副参事）：同じく課長補佐の馬屋原でございます。

馬屋原 課長補佐：馬屋原でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局（副参事）：同じく課長補佐の池田でございます。

池田課長補佐：池田でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局（副参事）：同じく副参事の西本でございます。

西本 副参事：よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：同じく主任の奥谷でございます。

奥谷 主 任：よろしく申し上げます。

事務局（副参事）：同じく係員の伊達でございます。

伊達 係 員：よろしくお願ひします。

事務局（副参事）：同じく係員の吉田でございます。

吉田 係 員：よろしくお願ひします。

事務局（副参事）：また今回は障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画のコンサルティング委託先の株式会社サーベイリサーチセンターの主任研究員片山さんにもお越しいただいております。

サーベイリサーチセンター片山：よろしくお願ひいたします。

事務局（副参事）：次に会議の公開、非公開について説明いたします。門真市では本市の審議会の会議の公開に関する指針により、公開か非公開かを協議会の長が会議にあたって決定することとなっています。本協議会については原則の考え方通り公開を考えており、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えています。会議の市民への公開について、提案がありましたら何かご意見等ございますでしょうか。

事務局（副参事）；異議なしということですので、会議については公開とし、市民の方々に傍聴していただくということといたします。それでは傍聴者がいるようでしたら入室をお願いします。

事務局（副参事）：それでは早速会議に入らせていただきます。まず本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料は、協議会委員名簿、座席表、令和2年度 第2回門真市障がい者地域協議会の開催について（通知）、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子、障がい児（者）福祉に関するアンケート調査報告書でございます。

また、障がい児（者）福祉に関するアンケート調査報告書については、お持ち帰りください。各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願ひいたします。

次に事前に郵送しております資料は、
協議会次第、資料1-1 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 骨子案、資料1-2 障がい者計画の施策体系
資料1-3 門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の取り組み状況、資料1-4 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）、資料2-1 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス実施状況、資料2-2 障がい者相談支援事業所 あん 実施状況、資料2-3 門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの実施状況、資料 3 令和元年度 門真市障がい者地域協議会、部会開催実績、資料4-1 令和元年度優先調達額実績、資料4-2

障がい者優先調達目標と実績（経年）、資料4-3 令和2年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）も配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。資料はありますでしょうか。

続きまして議題②門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画、門真市第2期障がい児福祉計画の策定に関する諮問に入ります。

本来であれば、市長から諮問書をお渡しすべきですが、本日は市長が他の公務のため市長に代わりまして、下治副市長から小寺会長へ諮問させていただきます。よろしくお願いたします。

副市長：それでは、諮問書を朗読させていただきます。

門真市障害者地域協議会 会長 小寺 鐵也 様

門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するために必要な事項について、貴協議会の意見を求めます。門真市長 宮本一孝。

よろしくお願申し上げます。

事務局（副参事）：ありがとうございます。なお、下治副市長、重光保健福祉部長につきまして、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

事務局（副参事）：それではこのあとの審議については会長に議事進行をお願いたします。

会 長： 改めまして小寺でございます。どうぞよろしくお願いたします。今回の計画に関してはスケジュール的には年間4回ということで、かなり詰めた議論が必要という感じがします。委員の皆さま方にはご協力いただきたいと思います。

それでは 議題③門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定について、事務局の説明をお願いします。

株式会社サーベイリサーチセンター：今年度、計画策定のご支援をさせていただいております株式会社サーベイリサーチセンターと申します。よろしくお願いたします。

まず、資料1-1の門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（骨子案）をご覧ください。今回骨子案の段階で障がい者計画と障がい福祉計画の内容が重複するところが多いこともあり、目次、第1章の計画策定の趣旨について一体的に記載させていただきました。今後、素案の段階では障がい者計画と障がい福祉計画が別冊になる予定でございます。まず、資料1-1の1ページの「1-1 障がい者計画策定の趣旨」では国の障がい者施策や法制度のこれまでの変遷を記載させていただいております。現行の「門真市第3次障がい者計画」が今年度で期間満了となることから、先ほどご説明しました国の「障害者基本計画（第4次）」及び「第5次大阪府障がい者計画」を反映しつつ、「門真市第4次障がい者計画」を策定することとし

ています。

また、3ページの1・2といたしまして、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨」では「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」等の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠を記載すると共に、「第5期門真市障がい福祉計画及び第1期門真市障がい児福祉計画」の期間満了に伴い「第6期門真市障がい福祉計画及び第2期門真市障がい児福祉計画」を策定することとしています。4ページには国の基本指針の概要を掲載しております。

ちなみに、障がい者計画は「障害者基本法」に基づく障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画、門真市では6年計画で策定させていただいております。これは、障がいのある人に関する施策分野の全般にわたるものであるのに対し、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づき、3年を1期として障がい福祉サービス等の確保に関する計画で、主として福祉サービスに関する実施計画的なものとして位置づけられています。

5ページでは、「障害者基本法」に基づく障がい者計画及び「障害者総合支援法」等に基づく障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけを示し、上位計画の総合計画及び地域福祉計画、国・府の計画との関係性を図示しております。

6ページでは、計画の対象と計画の期間について、「第4次障がい者計画」は令和3年度からの6年計画、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度からの3年計画となります。

7ページでは計画の策定体制について策定組織とアンケート・パブリックコメントの実施について記載しております。

8ページから第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題について、門真市の人口・世帯の動向を記載しております。8ページ、門真市の総人口は平成23年から減少傾向で推移しており、令和元年で121,728人となっています。9ページの年齢3区分別人口を見ると、少子高齢化が進んでおり、令和元年の高齢化率は約3割、年少人口は約1割となっています。10ページの高齢化率の伸びは全国・大阪府と比較して高くなっています。

11ページからは「2 障がいのある人の状況」について記載しています。身体障がい者手帳所持者数は横ばい状態で推移しており、令和2年で5,333人となっています。障がい種類別で見ると、肢体不自由が半数を超えて多く、次いで内部障がい3割弱となっています。14ページからの知的障がいでは、療育手帳所持者数は増加を続け、令和2年で1,393人となっています。障がいの程度別に見ると、重度率は低下傾向になります。16ページの重症心身障がいのある人は、増加傾向を経て概ね横ばい状態にあり、令和2年で142人となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年で1,476人となっており、平成23年と比べて2倍弱の増加となっています。19ページの難病等の疾患のある人については令和2年で1,067人となっており、その対象疾患は、平成27年の101疾患から、平成31年には333疾患と増加してきています。

20ページからは「3 アンケート調査からみた現状と課題」について記載しています。調査対象は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の手帳所持者で18歳以上の障が

い者調査が 2,616 人、回収率は 45.5%となっています。18 歳未満の障がい児調査は 384 人手帳所持者全員に配布し、回収率は 45.6%となっています。また、事業者調査では 114 事業所に配布し、回収率は 48.2%、障がい児者の団体調査では 5 件に配布し全数回収となっています。

結果の内容ですが、23 ページの日常生活動作では、介助が必要という割合で、「⑧外出をすること」が 62.3%と最も高く、次いで「②入浴」が 56.6%、「⑤洗顔・歯磨き・髪をとかす」が 47.4%、「⑦人と話をすること」が 44.0%となっています。また、前回調査と比べると、いずれの項目も「自分でできる」という割合は増加しています。

28 ページの障がいのある子どもの平日・休日の過ごし方では、年齢区分別にみると、就学前では「児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している」が 64.3%、小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」が 61.8%、中学生該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」「放課後等デイサービスを利用している」が共に 52.9%、高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が 60.0%と、それぞれ多くなっています。また、希望する平日の過ごし方は、就学前及び小学生該当では「放課後等デイサービスを利用している」、中学生該当及び高校生等該当では「支援学校（小中高等部）に通っている」が、それぞれ最も高くなっています。

31 ページの障がいのある人が生活する上で困っていることでは、「家族がいなくなった時の生活」が 45.9%と最も高く、次いで「障がいや病気に関すること」が、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が、「災害など緊急時の対応」などとなっています。前回調査と比べると、「利用できる福祉制度やサービスの内容など」が 8.5 ポイント、「災害など緊急時の対応」が 7.9 ポイントの上昇となっています。

32 ページの障がいのある子どもが、将来の暮らしを実現するために必要なことでは、「働く場所があること」が 69.1%、「収入が確保できること」が 68.6%で、それぞれ前回調査から上昇しています。

33 ページの障がいのある人が、将来の暮らしを実現するために必要なことでは、「収入が確保できること」が 45.3%と最も高く、次いで「働く場所があること」となっています。前回調査と比べると、「働く場所があること」が 5.9 ポイント増に対し、「病院や診療所が近くにあること」が 12.4 ポイント減となっています。

35 ページの障がいのある人の就労意向では、「障がいや病気などで働くことができない」が 29.1%と最も高く、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」が 19.6%などとなっています。前回調査と比べると、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が 2.7 ポイント低下しているのに対し、「障がいのある人に配慮された一般の職場で働きたい」は 2.0 ポイント、「一般の職場ではなく、障がいのある人のための施設で仲間と仕事をしたい」は 2.7 ポイントの上昇となっています。

38 ページからの今後の暮らしについては、「自宅（アパート・借家なども含む）で、家族などと一緒に暮らす」が 41.7%と最も高く、「自宅（アパート・借家なども含む）で、ひとりで暮らす」を合わせると、自宅で暮らすことを希望する割合が半数以上を占めます。また、障がいの種類別にみると、自宅で暮らすことを希望する割合が、重複障

がいで 78.2%と最も高く、精神障がいでは 65.2%、身体障がいでは 57.2%、知的障がいでは 49.1%となっています。

40 ページの今後の相談支援体制についての希望としては、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が 47.4%、「家族の悩みを受け止める相談員」が 45.7%と高く、前回調査から上昇しています。

41 ページの障がいのある子どもにとって、暮らしやすいまちづくりを進めるために力を入れるべきこととしては、「障がいの特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進」が 8割と最も高く、次いで「就労するための訓練」、「障がいの早期発見・早期治療を考えた早い段階での適切な対応」などとなっています。

42 ページの障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために力を入れるべきこととしては、「障がいの早期発見・早期治療（療育）を考えた早い段階での適切な対応」が 37.4%と最も高く、次いで「就労や雇用の促進」、「障がいの特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育・療育の推進」などとなっています。

48 ページからは「4 第3次障がい者計画の検証」について記載しています。前回計画で設定した7つの基本目標ごとに、施策・事業の評価と課題、今後の方針等を整理しました。

基本目標Ⅰでは、（1）障がいに対する正しい理解の推進として、より分かりやすい情報伝達を行うため、さまざまな媒体を使った啓発活動を、（2）地域でのふれあい、支えあいの促進としては、制度の利用促進やプログラム内容の工夫、庁内システムの利用方法の周知等について各課の課題を整理し、今後の方向性を示しています。

基本目標Ⅱでは、（1）就学前の子どもの療育・保育・教育の充実として、関係機関との連携のもと適切な体制づくりを進めていくべきことなど、また、（2）学校教育の充実として、教育的ニーズに応じた環境整備や合理的配慮について人材の確保と支援体制の構築を図っていくべきことなど、（3）休日や放課後の生活の充実として、関係機関との連携を深め、より充実した居場所の確保に努めることなど、（4）地域での子育て支援の推進として、所属機関への啓発に努め、事業への理解促進を図ることなどの課題検討を行っています。

また、53 ページの基本目標Ⅲでは、（1）障がいの早期発見・早期対応の推進として、保護者との信頼関係を築くとともに関係機関と連携しながら早期に必要な支援に繋げること、（2）健康の保持・増進として、障がい者健診の実施やゲートキーパー研修などについて、（3）医療体制の充実として、障がい児（者）歯科診療の実施、（4）地域リハビリテーション体制の充実として、障がい者地域協議会 サブ協議会の議論などについて課題検討を行っています。

基本目標Ⅳでは、（1）就労支援の充実として、障がい特性に応じた就労移行支援事業所の必要性について、（2）余暇活動の充実として、図書館や生涯学習、スポーツ・レクリエーションの課題等について、55 ページになりますが、（3）市政や地域活動等への参加促進として、制度の見直し等について課題検討をしています。

基本目標Ⅴでは、（1）情報提供・コミュニケーション支援の推進として、広報に掲

載する情報、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座などについて、(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実として、ピアサポートの実施や、困難事例に対応するため専門的な相談機関と関係課との連携の必要性などについて、(3) 福祉サービスの充実として、難病患者等へのサービスの利用相談、高次脳機能障がいの周知、配食サービスや緊急通報装置等について、(4) サービスの質の向上として、事業所の運営や給付の適正化などの課題検討を行っています。

基本目標Ⅵでは、(1) 障がいのある人の尊厳の保持として、「障害者差別解消法」の一層の周知、障がい者週間キャンペーンの内容の協議、教職員に対する人権教育の研修について、(2) 障がいのある人への虐待の防止として、虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護について、(3) 権利擁護の推進として、人権講座の開催、日常生活自立支援事業における社協との連携についてなどを課題検討しています。

基本目標Ⅶでは、(1) 住みよいまちづくりの推進として、バリアフリー新法の対応や、グループホームの増加、重度障がい者の住宅改造について、(2) 防犯・防災対策の推進として、悪質商法や特殊詐欺などの周知・啓発、災害時の避難所施設のバリアフリー化、避難行動要支援者名簿などの課題検討を行っています。

なお、現在、内容確認のためカッコ書きで各担当の課名を記載しておりますが、素案作成の際には削除させていただく予定としております。

計画の基本的な考え方について、事務局より説明させていただきます。

事務局（課長補佐）： 60 ページをご覧ください。計画の基本的な考え方について説明させていただきます。計画の基本理念についてですが、「障害者基本法」第1条に規定されるように、障がいのある人の施策は、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして実施される必要があります。

すべての人は、障がいの有無に関わらず、ほかの人とは違った、その人特有の性質や性格である「個性」を持っています。

障がいのある人が家族や地域の中で、その個性が能力や才能にかたちを変えて発揮され注目を集めることや、このことが周囲の人に元気を与え、人と人のつながりが生まれるなど、さまざまな個性が輝くことで、地域社会がより豊かになります。

障がいがあることを理由に、その人自身の可能性が閉ざされたわけではありません。障がいがあっても、適切な支援を受けながら情熱や目標を持ち、自らの特性を生かし、いきいきと自立した生活を送ることで、より人生を豊かなものにすることができます。

すべての市民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支え合うことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「共生社会」の実現をめざすことや、障がいのある人の活動を制限し、

社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域のみんなの力で進めることはとても重要になります。

そこで、「門真市第4次障がい者計画」においても、「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である、一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまちづくりの考え方を継承し、めざすべき将来像を「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま」といたします。

61 ページからの基本目標については、サーベイリサーチセンターより説明させていただきます。

サーベイリサーチセンター：

引き続きサーベイリサーチセンターより説明させていただきます。

61 ページをご覧ください。計画の基本目標として、基本目標1 共に生きる地域づくり、基本目標2 障がいのある子どもの教育・育成、基本目標3 保健・医療の充実、基本目標4 雇用・就労の促進、経済的自立の支援、基本目標5 生涯学習、文化・スポーツの促進、基本目標6 生活支援の充実、基本目標7 差別の解消と権利擁護の推進、基本目標8 住みよい環境づくりの8項目を掲げています。

63・64 ページでは計画の施策体系について、基本目標と施策方向のつながりについて記載しています。

今後、計画素案の段階で施策の展開について具体的な施策の中身の部分と、計画の推進体制について記載していく予定としています。

次に、資料1-2の「障がい者計画の施策体系」をご覧ください。こちらでは、門真市の現行計画である「第3次障がい者計画」と今回お示ししました「第4次障がい者計画」骨子案の施策体系について対応関係を示した図になります。また、国の「障害者基本計画（第4次）」との対応状況につきましても図示しておりますのでご参照ください。

次に、資料1-3「門真市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の取り組み状況」をご覧ください。

「1 第5期障がい福祉計画における成果目標」について、それぞれ成果目標に関する大阪府の基本的な考え方、第5期計画における目標設定及び第5期計画の実績を記載しています。

まず1ページの地域生活移行者数については、令和2年度の目標は7人となっておりますが令和元年度の実績は3人となっております。また、施設入所者の削減見込数については、令和2年度の目標2人に対して、令和元年度の実績は8人となっております。

2ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、『門真市地域移行地域定着支援会議』を協議の場として令和2年度中に調整となっております。地域生活支援拠点等の整備については、平成31年4月に門真市内に地域生活支援拠点を開設、グループホームの開始、基幹相談支援センターの移転とともに、令和元年10月には短期入所が開始されました。

3～4ページの福祉施設から一般就労への移行については、一般就労移行者数は令和

2年度の目標 35 人に対して平成 30 年度の実績は 18 人となっています。就労移行支援事業利用者数は令和 2 年度の目標 107 人に対して平成 30 年度の実績は 70 人、また、就労移行率 3 割以上の事業所の割合は令和 2 年度の目標 5 割以上に対して平成 30 年度の実績は 20%となっています。

4 ページ下段の就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額については、令和 2 年度の目標 8,842 円に対して平成 30 年度の実績は 9,673 円となっています。

5～7 ページの「2 第 1 期障がい児福祉計画における成果目標について」もそれぞれ成果目標に関する大阪府の基本的な考え方、第 1 期計画における目標設定及び第 1 期計画の実績を記載しています。

5 ページの児童発達支援センターの整備については、令和 2 年度末までに 1 箇所以上を設置することを目標とするのに対して令和元年度の実績は「門真市立こども発達支援センター」1 箇所となっています。保育所等訪問支援については、令和 2 年度末までに児童発達支援センターを実施主体とするのに対して、平成 26 年度の門真市立こども発達支援センター開設とともに保育所等訪問支援をすでに開始しています。

6 ページの重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援事業を門真市立こども発達支援センターで実施しており、令和 2 年度までに 1 箇所整備することに関してすでに目標を達成しています。放課後等デイサービスについては、令和 2 年度末までの目標として市内の事業所数を 2 箇所に対しては市内に 1 箇所、障がい福祉圏域としては 5 箇所の事業所があり、これらの事業所を活用した支援を行いつつ、市内事業所のさらなる確保に努めます。

7 ページの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、門真市障がい者地域協議会の専門部会である『児童専門会議』を協議の場として活用しています。

3 障がい福祉サービス等の進捗状況について。8 ページの居宅介護では、利用時間の実績が知的と精神で見込みを下回りましたが、障がい児で大きな伸びを見せています。

9 ページの重度訪問介護では、身体障がい者で利用者数・時間とも著しく伸びています。

10 ページの同行援護では、障がい児が減少傾向ですが、身体障がい者は増加しています。

11 ページの行動援護では、知的障がいで見込量を上回り増加傾向にあります。

13 ページの生活介護では、身体で利用者数・時間とも見込量をやや下回り横ばいで推移しており、知的では見込みを上回って大きな伸びを見せており、精神も伸びが著しくなっています。

14 ページの短期入所では、知的障がいで見込み利用者数・人数とも増加傾向にあり、地域生活支援拠点が平成 31 年に開設し、同 10 月から短期入所の受け入れも開始したことから、今後の伸びはさらに著しくなると思われます。

15 ページの療養介護は知的障がいで見込み伸びがみられ、また、自立訓練では知的と身体で利用時間が増加傾向にあります。

16 ページの就労移行支援では、身体では実績が見込みを下回っていますが、知的と精神の利用者数は見込みを上回って推移しています。

17 ページの就労継続支援A型では、身体・知的・精神とも利用者数が見込みを上回っており、利用日数も特に身体と知的で増加が顕著となっています。

18 ページの就労継続支援B型では、身体と精神で利用者数に伸びがあり、利用日数も身体・知的・精神いずれも増加傾向にあります。

20 ページの共同生活援助では、知的・精神で見込みを大きく上回っており、特に知的の伸びが著しくなっています。

21 ページの計画相談支援では、身体・知的・精神の利用が大きく増加しています。

23 ページからの生活支援事業では、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業日常生活用具給付等事業について各見込量と実績値を掲載しています。

26 ページからの障がい児通所支援については、児童発達支援・医療型児童発達支援で利用者数が見込みを上回っていますが、利用日数では見込みを下回る傾向となっています。

26 ページ下段の放課後等デイサービスでは、利用者数は見込みに近く、利用日数は見込みを下回るものの平成 27 年度からの 5 年間で倍増しています。

27 ページの保育所等訪問支援では、平成 30 年度にこども発達支援センターより継続利用希望者の必要性を再度検討したところ、平成 29 年度よりも減少しその後横ばいとなっています。

28 ページの障がい児相談支援は、見込量を上回って増加傾向にあります。

最後に、資料 1-4 「門真市第 4 次障がい者計画及び門真市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）」をご覧ください。

本日 7 月 31 日が骨子案の段階で本日の会議で進捗状況等をお示ししたところです。

8 月には計画素案の作成や成果目標等の目標設定を行います。それをもって 10 月から 12 月にかけて断続的に庁内委員会及び地域協議会で計画素案等の審議を行っていただき、来年 1 月から 2 月にかけてパブリックコメントで市民の皆さまから意見募集を行います。2 月にパブリックコメントの意見を踏まえた最終計画案を作成し、2 月中旬の障がい者地域協議会で計画案の答申をいただく予定となっています。3 月には大阪府との法定協議を経て計画案の確定、印刷製本の運びとなります。以上です。

会長： ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関してご意見、ご質問はございませんか。

C 委員： 本年度、3 本の計画が同時に策定されるということですが、計画見直しに対して議論する基本的な条件として、新型コロナウイルスに関係することを盛り込む必要があるかどうかという前提が大事ではないかと思っています。

これから障がい者の生活支援に関わることについて定めていくにあたり、各機関の皆さん方も 3 月以降、いろいろなかたちでサービス提供状況が変化するなど障がい者が生

活するにあたって非常に大きな影響が出ていることが多々あると思います。

実際に社協のほうでもコロナに係る生活費の貸付など 2,000 件を超える貸付相談を受けています。市民の方の収入の補償がままならない状況がある中で、障がいをお持ちの方も影響を受けていますし、事業者の方も取引先から仕事が来ないということもあると思います。コロナについてどこにも盛り込まれていませんが、そういったところを踏まえておかないと現実とかなり乖離したものになるのではないかと思います。いろいろな関係機関の会議も 4 月以降ほとんど実施されていけませんので、基本的なところを踏まえた上で議論する必要があると感じています。

会長： コロナ対策については言及しないのかということですが。介護保険は国からコロナ対策ということで追加で出されていますが、障がいについては国、大阪府から何か出されていませんか。

事務局（課長補佐）： 障がい者計画のほうも障がい児福祉計画についても特に国のほうからコロナに関して配慮の通知は今のところ来ていません。8 月に大阪府ともこの計画に関する協議をする場を持つことになっていますので、そこでいま一度確認させていただこうと思っています。まだ市のほうには下りてきていないという状況です。

会長： コロナウイルスの影響はかなり長期にわたるのではないかと思いますので、この辺りの記載も必要だろうと思います。また大阪府との協議の中で詰めていただきたいと思います。他にございませんか。

A 委員： 3 年～6 年の計画と考えたときに、コロナウイルス対策という言い方をすると、やはり短期的なものとなると思います。今後、エボラ出血熱がはやるかもしれませんし感染症という言い方のほうがいいかもしれません。もちろん感染症だけではなく水害、地震もあります。計画では災害についても言及されていますが、すごく狭いなど。

一方で社会参加の推進というところで雇用、労働と文化、スポーツの活動をわざわざ 2 つに分けています。これは恐らく東京オリンピック、パラリンピックの関係で国が分けたのではないかと思います。国のほうも今後、生活変容、われわれの生活自体を変えていくのではないかと思います。障がい者の方もスポーツもレクリエーションもするでしょうが、やはり国は災害に対するほうに今後シフトせざるを得ないと思います。今の政府は知りませんが。

3 年～6 年の計画と考えると、わざわざスポーツ、レクリエーションと分けるよりも災害対策、感染症対策を充実させて計画を立てるべきではないかと思います。

事務局（課長補佐）： 今いただいた意見を参考にしながら、今後、感染症、災害についても盛り込んでいけるよう検討していきたいと考えます。ありがとうございます。

会長： ほかにご意見、ご質問はございませんか。

L 委員： 家族に障がいがある立場で計画を見ていると、実際に社会の中にある資源を基にした数値が上がっていて、障がいのある人たちの暮らしで必要とされるサービス量が上がってきていません。本当にこれで市の計画でいいのかなど。一つでもいいから欲しいもの、今できないサービスができるようになることを協議する場とする必要があると思います。

今できているサービスはこれだけの数ですと。そして、このあと3年でこのように推移するでしょうという数を示してくださっていますが、事業所がこれだけ参入して下さるからこの数字だろうということで、障がい者の暮らしが豊かになって充実するような数値目標が見えてきません。

重度訪問介護にしても、知的が使えるといっても結局、事業所がありません。探してくださいと担当者に言っても、ないものはないと出てくるのでここに数値が上がりません。そういう状況でコロナになって日中活動を自粛してください、週に2～3回休んでもらえませんかと協力を求められます。1週間のうち半分しか行けなかったら家にいるほうが多いわけです。

子どもの放課後デイサービスであれば5時半～6時ぐらいまで預かってくださいますが、大人の施設は9時から3時半と幼稚園の子のような生活の中です。その上、たくさんお休みになって、本当に困っている人がたくさんいます。今もまだマスクもうまくできないし、手も洗えないという不安を抱えながら暮らしていて、ちょっと自分がカットに行きたいなと思っても預かってもらえるところがないとか、本当に生活に困っている人がたくさんいます。

この数字は本当に見込量を書くだけでいいのでしょうか。そうではなく、やっぱり協議の中で1回のスパンでこれだけできるのではないかということを進める話し合いができたらいと思っています。現在ある事業所の数から割り出した数を報告するものなら計画ではないと思っています。実際の暮らしに困りごとを抱えた人たちが暮らしやすくなるようにする必要があると思います。親子心中する人が出ないか心配するような事態になっています。

防災にしても、今、ここで地震が起きた場合、私たちの子どもはどこにどのようにして行ったらいいのかわかりません。誰が私たちの子どもの実態を分かっているか助けてくれるのかが何もありません。防災のほうにも、いろいろな声を挙げてもなかなか届きません。実際に目に見える具体的なものは出てきません。アバウトなものを示していただくよりは、3年後にはこのように進みますよというようなことを示していただきたいと思っています。この協議会が実のあるものになるよう皆さんのお知恵をお借りできればと思います。サービスが使えなくて暮らしは厳しいです。よろしくお願いします。

会長： この協議会の中でかなり具体的なサポートやいろいろな新しい施策を議論することは大事ですが、計画を作るだけでもかなり大変な作業になります。その上3本も抱えていると。それを4回の会議の中でどのように議論を進めていくのかかなり難しいです。

やはり日頃から地域の課題を吸い上げるシステムを作る事が大事だと思います。協議会はいろいろな部会を持ってやりますから、相談事業をされているところは当事者の方や家族の思いを吸い上げていると思います。それを協議会の中で地域課題としてまとめていき、門真市にはこういうものが必要ではないかというかたちで出して、プロジェクトを作って調べてみようといった動きがあって、この協議会に挙げていただく。そしてそれをテーマにして何かいいアイデアがないかというかたちで話し合う。日常的な当事者、家族の思いを吸い上げることのできるシステムづくりがあるべきだと思います。そ

れがなければ国の枠、府の枠の中で動かざるを得ない計画になってしまうと思います。地域の課題をどのように吸い上げていくか、システムづくりを考えていただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局（課長補佐）： 確かに部会でも活動しながら地域の課題を吸い上げて、プロジェクトチームを抱えながら、実態を把握しながら何ができるかを考えながら、最終的に協議会の委員の意見も聞いてかたちあるものができればと思っています。またこれも一つの課題としてやっていきたいと思っています。

会長： 他にございませんか。

G 委員： 見込量があって、実績値があって。見込量自体も出す根拠があると思いますが、出された数字と実際の門真市内の障がい者の方の実情が合っているかといったら合っていないと思います。見込量に比べて実績値がかなり多い事業があったとしたら、その数が受け入れられていなかったかというところではない。門真市内以外の事業所や大阪市内に行きサービスを受けておられたり、中には近くに事業所がなく諦めておられる方もいると思います。数字の出し方もあると思いますが、門真市内の事業所でどれくらいカバーできるものなのかとか、それくらいニーズがあるものなのかというところを出せると思います。

うちも委託相談や計画相談をしていますが、連絡会に事業者の方がいらっしゃる中で状況も分かっているし、その中で家族の方、ご本人の希望と合う、合わないといったことをうちでも感じる部分もあります。門真市内にある社会資源として今、どういう状況なのかをこの計画に盛り込むとか、計画はそういう趣旨のものでないとしたら、この協議会で話し合いができる場所を設置することができればより現実とマッチしているのかなと思います。

会長： ありがとうございます。他にございませんか。よろしいでしょうか。事務局から詳しくご説明いただきましたが、こういうかたちに沿って進めていくということで、年間スケジュールも踏まえて、その中でまとめあげていくということでよろしいでしょうか。

会長： 異議なしということで、事務局よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の議題④令和元年度相談支援事業実施状況について市が企画しております門真市障がい者基幹相談支援センター えーる、門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あんからそれぞれご報告をお願いします。

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス：

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスです。どうぞよろしくお願ひします。座って失礼します。

それでは私より門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス、令和元年度事業方向をさせていただきます。資料 2-1 をご覧ください。まず資料上部にございます人員体制について、人員体制は昨年度と変わらず正職 4 名、非常勤職員 3 名の計 7 名となっています。うち相談支援専門員は 6 名となっており、今年度残り 1 名が相談支援専門員の

研修を今年度受ける予定にしており、今年度中に7名全員が相談支援専門員になる予定をしております。

続いて個別支援について、実人数、支援方法、支援内容については表のとおりの数値となっています。昨年度と比較すると数値としては減少傾向にあります。この減少した要因として考えているのが指定特定相談支援事業所の存在です。福祉サービスを利用されている方には、指定特定相談支援事業所の相談員が一人一人付いています。相談支援専門員の基本相談の力も大きく、日常の相談についても指定特定相談支援事業所への相談に移っている傾向があると思われます。その流れもあり、相談の数値が減少していったのではないかと考えております。

このような流れについてはよい傾向と考えておりますが、一方でサービスを利用されていない方や福祉機関につながっていない方の掘り起こしにより力を注いでいかなければならない。委託相談としての機能をさらに発揮していかなければならない数字であると痛感しております。

今後も新規の相談や掘り起こしに力を注ぎ、いま一度、当センターの周知活動にも力を入れていきたいと思っております。また委託相談、指定特定相談、基幹相談のそれぞれの相談業務のすみ分けをより明確にしながら、重層的な相談支援体制を作っていきたいと考えております。

令和元年度の相談内容につきまして、特徴的であった内容をお伝えしたいと思います。2点ございます。1点目について、平成31年4月に開所しました重度の障がい者を受け入れているグループホーム、門真市地域生活支援拠点が昨年度は本格的に稼働した年となりました。それ以外にも門真市や近隣他市に新規のグループホームが立ち上がると居住の場であるグループホームという社会資源が増えたのが印象的で実際に事業所探しから利用につなげるケースも数件ありました。

利用者と事業所のマッチングは大事ではありますが、利用者が住む場所を選べる機会が増えたのはこれまでとの違いかなと感じております。

生活の場、日中活動の場はつなげるだけではなく、その後、定着していくところも大事ですので、福祉サービス以外の生活全般の相談者として今後も継続して支援していきたいと思っております。

続いて2点目ですが、これまで年単位で生活技術など生活全般の相談として関わるのみでお変わりなく過ごされていた方がライフスタイルを見直したいと希望を持たれ、日中活動の事業所につなぐといったケースが複数あり、とても印象的でした。ご本人がライフスタイルを見つめ直したいと思ったそのタイミングが大切であり、そのタイミングに合わせて支援が入れるよう日々の関わりの大切さを改めて感じました。

会議につきまして令和元年7月のサブ協議会の会議枠にて地域協議会の役割と活用についての研修会を行いました。協議会の各部会をはじめとする多くの関係機関の方が研修に参加される結果となりました。

地域協議会への理解を深めることで地域協議会と各関係機関、現場の職員がよりつながっていく相互連携できる機会になったかと思っております。

また昨年度に引き続き、障がい者理解啓発についてもサブ協議会において議題の一つになっていました。門真市差別解消専門部会を通して昨年 12 月に行われたふれあいイベントにおいては前年よりもさらに力が注がれた活動になったかと思われます。障がい児・者の理解啓発につながる機会となり、今後もまたさらに理解を深めていくような活動になればと思います。

最後に昨年度末、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から、各会議の中止や福祉サービスの事業所の一時閉所、運営時間の短縮などさまざまなところに影響が出ていました。しかしながら福祉サービスは生活に直結した欠かせないものであり、関係機関によるさまざまな対応策で対応されていました。今後も動向を見ながら当センターとしても柔軟な対応を心掛けていきたいと思っています。

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスからは以上となります。ありがとうございます。

障がい者相談支援事業所あん：

続きまして障がい者相談支援事業所あんから当事業所の事業報告をいたします。資料は2-2となります。ご覧ください。

支援の数的な状況はお配りしてあるとおりです。主に精神障がい者を支援の対象にしている事業所ですので、重複の方も含めてすべて何らかの精神障がいをお持ちの方を支援しています。

男女差に大きな違いはありません。また支援の方法については精神障がいの方は医療と必ずつながっていることもあり、精神科の病院、クリニックなどの医療機関や保健所、訪問看護ステーション、市役所などの行政機関との連携を図ってから具体的に対象者へ支援を行うことが多いです。

支援内容はヘルパーや就労支援などの福祉サービスにつないでいくものがやはり多いですが、健康、医療に関するものや不安の解消に関するものが多いのは障がいの特徴だと思います。

相談につながる経緯は障がい福祉課や保健所につながり、そこから紹介されることが多いです。また福祉と書いてある部分や障がい福祉サービス事業所、ヘルパーステーションや介護の包括支援センターなどが含まれます。

委託相談では依存症や高次脳機能障がい、発達障がいなどのような病気や障がいを持った方の支援を求められることが多くあります。これらのケースはより一般的な精神障がいと思われる統合失調症やうつ病などと比較して福祉サービスの支援対象となってまだあまり間がなく、また専門的な支援も求められます。

病気そのものの症状により、生活に支障を来すこともありますが、その症状があるがゆえに家族との関係、社会との関係がうまく取れずにさらに障がいが増えていき、生活しづらくなるという循環になっています。

また依存症や発達障がいの方で相談支援に関わる以前から福祉や医療のサービスに十分つながっている方は少なく、関わってから福祉のサービスを導入したり医療への定期

的な通院につなげたりすることが必要になります。

ただ、自分が病気であるという意識が低い場合も多くあり、その意識、病識を持つことで医療やリハビリテーションの効果が上がるので、そのために時間を掛けてご自分の病気や障がいを理解してもらい支援も欠かせないと思っています。

また障がい者支援から介護保険に移行する方も毎年一定数いらっしゃいますが、精神障がい者の場合、身体面では自立しており、また精神障がいのため意欲がなく、家事ができずヘルパーに支援してもらっている方などは要介護度が出ないことや介護保険ではそもそも老化のためにできないことが許可の対象なので当てはまらないということもあり、65歳以上の支援が継続できるかが課題になることもあります。

最後に門真市内でも近隣の市でも精神障がいの方が利用できる障がい福祉サービス事業所は増えてきています。ただ、すべての事業所の詳細は把握できていないので、今後、担当の方が利用する過程であったり、専門部会などの会議を通じて関係性を築き、障がい者の方への支援のネットワークをより緊密に、幅広く構築できるように心掛けたいと思います。私からは以上です。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる：

門真市障がい者基幹相談支援センターえーるから門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの令和元年度の事業実績を報告いたします。資料2-3をご覧ください。

当センターが平成26年3月に門真市保健福祉センターに開所し、平成31年4月から現在の場所、門真市桑才新町24-2地域生活支援拠点ジェイ・エス内に移転しました。移転後、初めての事業報告となります。

令和元年度の基幹相談支援センターの実施状況1ページ、表の(3)、支援方法別延べ人数の全体件数は686件に対し、ケア会議105件、関係機関484件と他の機関と連携する2項目で全体の3分の2の件数を超えている点が当センターの特徴となっています。

平成30年度と比較して総件数は363件と減少となっています。ケア会議の参加件数は昨年度と同数の105件となっており、訪問や同行に関してやや減少はあるものの、昨年と比較して大きな変化は見られませんでした。

それに対して来所相談は38件と平成30年度の187件と比べて149件の減少となっています。新事務所の利便性を理由に相談者が面接場所を桑才新町の新事務所ではなく、以前の当センターがあった門真市保健福祉センターでの実施を希望することがあり、今回の38件は門真市保健福祉センターにて実施した面談の来者件数も含めて件数を出しているため、当センターへ来所してもらった実際の件数は38件の半数程度となっております。

関係機関の連携も484件と平成30年度の614件と比べて130件減少となっています。原因の一つに関係機関の方が直接当センターの窓口へ来室する件数が減少しています。

総相談件数について、表(4)の支援内容になります。全体は122件となっています。平成30年度の1,243件と比べて221件の減少となりました。全体が減少している中、権利擁護に関する支援の件数が238件と昨年度と比べて73件増となっています。家族

間のトラブル、消費者問題、福祉サービスの提供利用者のトラブルなど障がい者が何らかのトラブルに巻き込まれたための相談が昨年度と比較して多くなっています。

年度末の2カ月ほどを限定した期間ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で家族の支援体制は生活スタイルの変化、障がいサービスにおける支援の在り方が変化したことにより、障がい者の生活も変化せざるを得ない状況となり、当センターに寄せられる相談内容の傾向にも変化が見られました。

外出自粛のため移動支援などこれまで利用できていたサービスが利用できなくなった、または利用制限がされる中、障がい者本人への余暇支援の中止、保護者のレスパイトの機会の減少、世帯の収入減などさまざまな変化からストレスが積み重なり、ささいなことでも家族間のトラブルに発展し、令和2年3月は家族関係、人間関係に関する支援と権利擁護に関する支援の2項目の件数が増加しています。

施設内でも重度の障がい者の支援でこれまでルーティーン化された活動等が新型コロナウイルスの感染拡大防止のため変化せざるを得ない状況となり、それが原因で精神的に不安定となり、施設内で他害行動や自傷行為が発生しているという相談も受けています。

今後も新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、これらの状況の悪化がさらに進むと思われる、各機関への代替支援の検討、虐待の早期発見や予防の発信が必要と考えています。

続きまして、私のほうから令和元年度門真市障がい者虐待防止センターの事業報告をいたします。

資料2-3の3ページをご覧ください。一番下段の表をご覧ください。令和元年度に虐待防止センターへ虐待通報や相談があった件数は31件となっています。

4ページをご覧ください。そのうち8件が虐待認定された件数となっています。8件のうち7件が被虐待者と虐待者が関わることのない環境をつくることができていること、残りの1件も再発防止の取り組みを関係機関と協力して実施できていることで、虐待としての対応を終結したケースとなっています。

虐待認定に至らなかった23件のうち虐待の判断に至らずと判断したケースの多くは世帯として何らかの問題を抱えていることが多く、当センターは相談支援専門員の後方支援や継続した関わりを続け、虐待認定に至るようなトラブルへエスカレートしないように関係機関を巻き込み、当事者や家族を対象とした支援チームを構築するサポートを行っています。

虐待認定に至ったケースは集中的な支援により問題の原因を改善できたことで虐待防止センターとしての関わりが必要でなくなり、従来の支援者によるサポートを受けながら安定した生活を過ごされているケースが多くあります。

それに対して認定に至らなかった23件の半数近くは支援を長期的に必要としており、支援チームの連携が重要となります。実際にこれらのケースのほうは支援困難事例として時間を要する傾向があります。

令和元年度の虐待認定された8件のうち5件が施設従事者による虐待となっているこ

とから虐待防止や虐待の早期発見を行うための取り組みとして令和2年2月19日に当センターが参画しているグループホーム連絡会の主催で、グループホーム世話人を対象とした障がい者虐待防止研修を実施しました。当センターから研修講師を派遣し、受講者は門真市に拠点を置くグループホームの世話人や職員、計34名の参加がありました。門真市におけるグループホームの世話人の意識の高さを再確認することができました。加えてグループホームを運営する法人が世話人への研修を必要と考えていることも確認することができました。

大阪府などで多くの虐待防止研修を実施していますが、グループホームの世話人や登録ヘルパーなど遠方の会場の研修に参加させることは実際には難しいと聞いています。

門真市の地域でこのような研修を実施し、門真市全体の障がい福祉に関係する支援者のスキルや意識の向上に協力することが必要だと当センターは考えています。

引き続き私のほうから門真市相談支援事業全体の令和元年度の活動状況を報告します。資料2-5の5ページをご覧ください。

門真市の相談支援体制の特徴は通常業務の相談以外にも地域のネットワークづくりや障がい福祉全体の連携強化に力を入れている点です。具体的には障がい福祉課、基幹相談、委託相談の相談支援専門員が門真市障がい者地域協議会の専門部会にほとんど参加しており、指定特定相談支援事業所も門真市障がい児者相談支援連絡会代表としてサブ協議会や門真市消費者安全確保地域協議会へ参加しています。

加えて門真市障がい児者相談支援連絡会が障がい分野の枠を超えてさまざまな事業所連絡会と合同連絡会を共同開催し、相談支援専門員がさまざまな支援者と関係性を持つ機会をつくり、トラブルや困りごと等の問題の発見者となり得る可能性の高いサービス提供事業所職員と相談支援専門員と顔の見える関係性の構築に努めました。

加えて相談支援専門員による支援困難ケースへの関わりやケースカンファレンスへの参加を率先して行うことにより、サービス提供事業所職員からも相談しやすい体制が構築できています。これは18歳以上のサービス等利用計画を相談支援専門員またはケアマネジャーにより100パーセントに近い作成率を達成できていることが大きく貢献していると考えられます。

実際にサービス提供事業所担当職員からは門真市で全利用者に対して相談支援専門員が付いていることで、相談窓口が明確かつ相談が迅速にできるため、問題が大きくなる前に対処ができて助かっていると複数の事業所から門真市の相談支援体制に対して高い評価をもらっています。

門真市の特徴として世帯全体に課題があるケースが多く存在し、支援困難事例の特徴の一つとなっています。課題やトラブルが続く世帯は根本的に何かの問題をかかえていることが多く、その悩みや問題を早期に察知することがトラブルの連鎖を未然に防ぐことと考えています。

その一番の方法は相談支援専門員の存在であると門真市障がい児者相談支援連絡会では考えており、これまで相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成に力を注いできた理由の一つでもあります。

一方で相談支援体制の課題もあります。特に大きな課題は相談支援専門員の質の担保をするために必要な人員の確保が解消できていない点と各相談支援専門員の対応に差がある点の2つとなっています。

相談支援専門員の質を担保するために必要な人員不足の解消できていない点の具体的な内容は、門真市では相談支援専門員数が1事業所に2名配置しているところが7カ所、1事業所に1名配置が5カ所で小規模な相談支援事業所が多くなっています。高い専門性が求められる業務でありながら、事業所内の職場の上司や先輩が部下や後輩に対して実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付ける有効な教育方法であるOJTの実施が難しい状況にあります。

加えて令和元年度5月時点でケースを70件以上抱えて担当を持つ相談支援専門員が6名、内訳は専従が4名、兼務が2名です。うち2名は100件を超えており、質を担保していくために必要な人員不足の解消ができていないと考えています。

令和元年度の報告ではありませんが、今月電話で確認したところ70件を超えている相談支援専門員は8名になっています。うち3名が100件を超えています。内訳は専従4名、兼務4名です。

相談支援専門員の対応に差がある点の具体的な内容は利用者やサービス提供事業者の職員から各相談支援専門員によるモニタリング等の聞き取り方法や事業所への訪問、サービス調整以外の基本相談への対応に差があると指摘がありました。

そのため担当する相談支援専門員によって業者間で格差が発生したり、相談支援専門員ごとにサービス提供事業所への対応が異なるため、混乱すると障がい福祉課や基幹相談支援センターへクレームや相談がありました。

これらの課題の原因を調査するために相談支援事業所の実態を把握する目的で障がい福祉課職員と当センター職員で全事業所を訪問し、聞き取りを実施しました。この聞き取りの中で相談支援専門員の対応に差がある要因の一つとして、指定特定相談支援を運営する法人の指定特定相談支援事業に対する方針の違いが大きな差になっていることが確認されました。

具体的には指定特定相談支援事業単体の収支を重視せず、法人全体の評価や全体の収支につながる事業として事業展開をしている法人にて活動する相談支援専門員と指定特定相談支援事業単体の収支で事業運営を行い、事業継続するために最低限の報酬を確保する必要のある法人にて活動する相談支援専門員の対応に差が生まれているということが聞き取り調査で確認されました。

現在、計画策定月とモニタリング月の事業報酬が発生する計画相談の事業体系では門真市の1名の利用者に対する計画策定とモニタリングの年間平均実回数である約2.8回の場合、毎月モニタリングとなっている介護保険と比べて4倍近い利用者を担当しなければ同等の事業運営費の確保ができません。

この事業を運営するために必要な収支の度合いの差により、相談支援専門員1人あたりの受け持ち件数や他の兼務業務の多い少ないによる相談支援専門員の余力の差が生まれ、相談支援専門員のスキルや業務の差よりも対応の差が事業所や利用者のクレームに

なっているのではないかということが把握できました。

聞き取りした印象として1人の相談支援専門員が多くの件数を抱えるために十分にアセスメントができておらず、基本相談に時間を掛けることができないことがあると感じています。そのために世帯の問題を察知するタイミングが遅れたり、事業所から利用者の変化などの報告があっても対応が後手になってしまうことが相談支援専門員の差の具体的な中身になっていると感じています。またこれらが門真市のサービス担当者会議の実施率に低い理由の一つとなっているとも考えています。

この訪問による聞き取り調査を踏まえ、相談支援専門員の標準の業務基準を定める話し合いを相談支援連絡会にてワーキンググループを立ち上げ、この課題に特化した話し合いを令和元年度は4グループで計12回ワーキングを実施しました。この4グループから長を選出し、4グループの長と相談支援連絡会の三役会にて議論を深め、令和元年度中に相談支援専門員の標準の業務基準を定める予定でしたが、この活動については新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から密を避けるため、年度半ばで検討が中断しています。

基幹相談と委託相談、行政との相談機能の役割分担を明確にする話し合いも中断を余儀なくされています。これらに加えて令和元年度は指定特定相談支援事業所2カ所が新規開設できましたが、令和2年3月末に門真市内で指定特定相談支援事業所を3番目に開所した、この3番目は委託相談を除いた3番目ですが、経験やスキルのある事業所の撤退、既存相談支援事業所の人員縮小、今年度3カ所目として新規参入を予定した事業所の参加見送りなどもありました。

指定特定相談支援事業所が1事業所撤退することで、当該事業所にてこれまで積み上げてきた相談支援専門員の経験やスキルが失われ、経験豊かな相談支援専門員を失うことは門真市の障がい児・者にとって大きな損失となります。加えて撤退した事業所の相談件数を他の指定特定相談支援事業所に振り分けられることで他の相談支援専門員の余力がさらになくなり、地域全体の相談支援の質への影響も危惧されます。

計画相談の質の向上、相談支援専門員のスキルの向上に向けた取り組みを求める通知や研修等さまざまな場面で目にしていますが、相談支援専門員が辞めない、相談支援事業所が撤退しない体制づくりと相談支援専門員の人員不足の解消を門真市としての深刻な地域課題として考えています。

相談支援全体の報告の最後に門真市の相談支援体制が将来的に発展するためには基幹相談、委託相談、指定特定相談の3層構造を明確にする取り組みを進めながら、計画相談のサービス等利用計画についてはセレクトプランを希望している方以外は相談支援専門員もしくはケアマネジャーによって作成する体制を維持しつつ、サービスを利用して障がい者のニーズや困りごとを聞くことのできる身近な相談支援専門員としての機能を充実させるために適切なモニタリング頻度にて自宅訪問を実施し、適切なタイミングで世帯の悩みや問題を察知できる支援体制を構築することが重要です。

これらは相談支援事業所が撤退することなく、相談支援専門員が辞めずに人材育成を継続していける体制が必要だと考えています。

この体制が実現し、現在取り組んでいる他の機関や他の分野との連携、障がい理解啓発活動、支援者の障がい特性の理解などの取り組みを継続して実施することができれば門真市の障がい福祉の支援力は大きく発展し、さらに充実した支援体制を構築できると考えています。

以上が門真市の相談支援全体の活動報告となります。ご清聴ありがとうございました。

会長： ありがとうございました。ただいまの相談支援事業者からの報告について何かご意見、ご質問はございませんか。

C 委員： 先ほど、指定特定相談支援事業所の職員の方の持っている件数が非常に多いという話がありましたが、この前の議論の中でも障がい者計画の中でも門真市内の知的、精神の手帳取得者の方が増えているという話がありました。身体障がい者の方はあまり増えていませんが、療育や精神保健手帳の取得者が軒並み増えていく中で、当然、手帳を持っている方が増えれば、自然とサービスを使う方が増えていきますので、そうなったときにやはりプランを作られる方の確保、事業者数でいいのか、プランを作る方の数でいいのか、その辺も連動させていかないとサービスを必要とする人は増えるけれども既存の数の事業所のままではサービスを使えないとか、細かいサービスができないということがあると思います。そういったものの連動のようなものがあるのかどうか情報提供していただきたいと思います。

事務局（えーる）： 相談支援専門員の人員をいかに確保していくかという観点でよろしいでしょうか。

昨年度も2カ所の相談支援事業所に参入していただきましたが、これらに関しては障がい福祉課や相談支援連絡会が協力して各分野の連絡会等に参加し、相談支援事業所を実施しないかというかたちの声掛けをしています。

実際、増えた事業所としては、1事業所は介護保険を実施している事業所、1事業所は訪問看護を実施している事業所となっています。引き続きそういったところに対してアプローチが必要と考えています。ただ、計画相談だけではなく、相談支援専門員の資格を取得するためには5年ないし10年の実務経験が必要となっています。障がい福祉の人員がヘルパーであったり、福祉業界は人材不足となっています。これら5年、10年のエース級の人間を相談支援専門員に配置するということが事業所としては大きな負担となっており、かつ相談支援事業所の収支という点で考えたときにエース級を配置して赤字で運営するという部分でなかなか参入に踏み込めていないという現状があると思います。

このところを加味してケアマネであったり、訪問看護の事業所へ打診するというかたちで、実際のところは通所施設であったりヘルパー事業所のほうにお願いしたいという気持ちはありますが、高齢あたりからの参入は非常に難しいと感じているのが現状です。

会長： 他にございませんか。

L 委員： 相談件数が100パーセントというところが前回も申し上げたように、この実態ではずっと同じにはならないと聞いています。そうしたらその実態になるためにはどうしたら

いいのだろうか。子どもに障がいがあって困って何かサービスを使いたいと思っても計画相談を立てないと使えませんよとなる。実際に使う親にとっては、なぜ相談員が入らなければならないのかも分かりません。親にしたら自分のところのサービスを使うための相談員とは思っていないくて、事業、サービスを受けるための受給者証発行のための必要な手順の一つというふうに思っておられます。小さいお子さんをお持ちの方、児童発達を使われている方はそういう理解で相談員と関わっておられます。

サービスが後からできたので、私はこの事業がどういうものかが分かっている、困ったことがあったら相談の方に電話して、自分で事業所や行政とやり合いをしなくても困ったことを相談員が代わって言ってくださって対応して下さる事業だという認識はできていますが、小さいお子さんをお持ちのお母さんはまだそんな認識ないので相談窓口とは思っていないのです。サービスを使うための受給者証発行のものであるので、何か困ったことがあったら親が先に事業所に来ます。そうすると相談員は今、こんな事態になっていますよと。こんなふうに困られていますよと事業所が相談員に話をするような状況になっています。

たくさんの件数を持つことによって親とのコミュニケーションよりも親と事業所のほうが、コミュニケーションを密に取って、相談窓口が実際にサービスを利用する学校や事業所になって相談員の立場、本来の役割が見えていない人が多いと思います。そこをどのように解決するのかと。福祉は人材不足ということが分かっているのであれば 100パーセントやめて、安定した人はセルフプランでこの3年だけいきましょうとか、あとはシステムを変えないといけないと思います。

世の中がやってください、やってくださいと言ったらやってくれたことがありました。だけど、本当にこれ、どうなるのというような人もいます。いくらあそこの事業所おかしいですよと言っても、見にも来てくれないし、モニタリングも入らない。そんなところでも事業を運営されます。いい人に当たったらいいですが、当たりや外れがあったら困ります。親が対応してもその人にしか会わないから、外れの人か当たりの人か分かりません。

本当に 100パーセントを目指すのがいいのかどうかも検討の課題の一つだと思います。今現在、人材不足の現状にあることも考えて進めていただいたほうがより親は頼りになる相談員と出会うことができると思います。その辺もまたこの会議の中で皆さんに考えていただく必要があるのではないかと思います。数を増やせばいいわけだけではないのが社会の現実だと思いますので、より良い施策というか、いい手立てを打っていかないとずっと同じことを言い続けるのはあまりにもむなしいです。皆さんと一緒に何か手立てを考えていけたらと思います。よろしくをお願いします。

会長： この問題は昨年も出ていましたが、まだ解決できていません。それをよしとするのか、それで失っているものがあるという問題意識を持つのか、それが今後話し合っていくべき課題かと思います。

事務局（えーる）： 一部にそういった相談支援専門員がいることは聞いています。すべてではなく、当たり外れという部分、その問題が先ほど言っていた事業所のスタンスの違い

に表れているということを私どもも把握しています。そこに関しては改善に向けた取り組みを実施していくことを考えています。

相談支援専門員ではなく、毎日会っている事業所に相談に来るのは、私は適切だと思っています。相談支援専門員の役割はまず利用者さんから話を聞くだけでなく、集約だと思っています。親御さんも半年に1回しかモニタリング実施のない児童の計画相談の相談支援専門員よりもほぼ毎日預かってもらっている放デイの職員のほうが相談しやすいのは当たり前のことだと思います。その相談支援専門員と放デイの職員がスムーズに連携できる体制を構築することこそ相談につながっていく。相談支援専門員が前面に出るのではなく、相談支援専門員が後方に回りつつも全体を調整できる体制を私どもが作ることが大事だと考えています。

その中で計画相談を100パーセント実施することが必要だと考えています。実際、今回コロナウイルスが門真市内の事業所で発生しましたが、その際にも休日にも関わらず、門真市内の相談支援事業所に対してはすべて連絡がつかしました。連絡がついて、感染防止のために適切な情報提供、他のサービスを使っている方も多くおられましたので、そのサービスの利用者に対して迅速に適切な情報を伝えてくれるというかたちで休日にもかかわらずそういう体制が取れたというのは、門真市において100パーセントの計画相談を実施しているがゆえだと考えています。

門真市以外の市では相談支援事業所に連絡がつかなかったということもありましたが、実際に門真市では全ケースを抱えている相談支援事業所に連絡がついたというかたちになっています。

会長： 時間が詰まってきましたので簡潔にいきたいと思います。他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題⑥令和元年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について事務局から報告をお願いします。

事務局（課長補佐）：それでは私より、議題⑥令和元年度門真市障がい者地域協議会部会の開催実績についてご説明いたします。

A4用紙をご覧ください。対応に関しては資料を一読頂ければと思います。

これらの部会を開催している中で、令和元年度の本協議会部会での特徴的な活動内容としましては、一つ目に、平成30年度から引き続き、兼ねてより進めてまいりました当事者団体の部会への参画について、7つの部会の内、地域移行専門部会及び障がい者差別解消専門部会の2つの専門部会に参画を希望されるすべての当事者団体の参画を進めていきました。

これにより協議会内で指摘されていた支援者の目線での地域課題の抽出だけでなく、当事者目線での地域課題の抽出が可能となり、当事者の意見を直接専門部会の検討に反映できるようになってきております。

具体的には、障がい者差別解消専門部会では、障がい者の理解促進の取り組みとしまして、本市では毎年12月3日～9日までの障がい者週間に京阪古川橋駅前周辺等で、街頭キャンペーンを実施しておりますが、本協議会においても理解促進の取り組みが不十

分であるとのことをご意見をいただいていることから、令和元年度も、当事者団体のご意見を入れた街頭キャンペーンの内容の見直しを図り、当事者による演奏会や街頭での障がい者の就労支援事業所が作成した自主製品の販売、清掃活動等による当事者参加のもと、充実したキャンペーンを実施することができております。さらに令和元年度は新たな試みとして、当事者と市民とのつながりを目的に街頭でメッセージカードの配布を行いました。

今後につきましても、さらに障がい者の理解促進が図られるよう、さまざまな障がいに関する理解促進に取り組んでいきたいと考えております。

今後も地域移行部会及び障がい者差別解消専門部会を開催していく中で、より一層、当事者の意見を踏まえた議論ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

会長： ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございませんか。当事者の参画は実現できつつあると思います。次の案件に移ります。議題⑦障害者優先調達推進法にかかる令和元年度の取組状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（課長補佐）： それでは、私より、議題⑦、障害者優先調達推進法に係る令和元年度の取組状況について、ご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。「障害者優先調達推進法」につきましては、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的とし、平成25年4月1日に施行されております。

令和元年度の調達実績につきましては、資料4-1のとおり、物品については、市内6課から市内3施設に対し、エコバック、ゴミ袋、ポケットティッシュ等の発注を行った結果、物品は1,304,080円、役務は街並み美化推進業務及び清掃委託業務として3,170,838円の実績を上げております。

また、平成25年の法施行からの目標と実績につきましては、資料4-2のとおりとなっており、物品におきましては、目標を下回りましたが、役務におきましては、昨年度に引き続き、市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動を発注し、新たに消費生活センターの清掃業務を発注したことにより、目標を上回ることができました。

また、「障害者優先調達推進法」第6条におきまして、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成が義務づけられておりますことから、資料4-3のとおり、令和2年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を令和2年5月29日に制定し、同日より市HPにて公表を行っております。

令和2年度につきましては、調達目標として、物品は296万6,000円、役務は291万3,000円と設定しており、物品につきましては、現時点におきまして、産業振興課にて、エコバック、クリアファイル、教育総務課にてゴミ袋の発注等、役務につきましては、環境政策課にて市内全域での違法屋外広告物簡易除却及び清掃活動、産業振興課において消費生活センター清掃業務が予定されております。

今後につきましても、2年度の調達目標の達成に向けまして、障がい者就労施設等と

一層連携を密にするとともに、庁内における制度趣旨の周知徹底を図り、全庁的に物品等の発注拡大に取り組んでいきたいと考えております。

障害者優先調達推進法に係る令和元年度の取組状況についての説明は、以上でございます。

会長： ありがとうございます。何かご意見、ご質問はございませんか。役務は何年目ですか。

事務局（課長補佐）： 今年で3年目になります。

会長： そうでしたら今後の会議の予定について事務局から説明願います。

事務局（副参事）： 資料1-4の中でも説明させていただきましたとおり、今年度中に予定しております障がい者地域協議会は計画策定のため、今後10月、12月、2月の計3回を予定しています。なお第2回の本協議会は10月29日木曜日の午後2時から門真市保健福祉センター4階、第1、第2、第3会議室にて開催を予定しています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また本協議会での会議録については門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承ください。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会長： 何かご質問はございませんか。

L委員： 10月29日にコロナウイルスの関係で開催できない場合、ネット会議などをされるのでしょうか、会議はなくなってしまうのでしょうか。

事務局（課長）： 特に今のところネット会議をするといったことは考えていません。年度内に計画策定をしたいと考えていますので、このような会議を開催していきたいと考えています。

会長： 保健センターの4階はかなり広いですね。

事務局（課長補佐）： ここの倍ぐらいありますので、今よりも席は離れた状態での開催になるかと思っています。

会長： それでは本日の協議会を終わらせていただきます。貴重なご意見、どうもありがとうございました。